

令和3年10月
林野庁共済組合

林野庁共済組合員のみなさまへ

一部の医療機関・薬局でマイナンバーカードの 共済組合員証（健康保険証）としての利用が始まりました！

～マイナンバーカードの共済組合員証としての利用促進のお願い～

一部の医療機関・薬局（※）でマイナンバーカードの共済組合員証（健康保険証）としての利用が始まったことから、令和3年10月より運用が開始されています。また、今後、利用できる医療機関・薬局が徐々に増加することです。

（従来どおり共済組合員証でも受診できます。また、プレ運用を行っている医療機関もありますので、マイナンバーカードを利用する場合も共済組合員証の持参をお願いします。）

（※）「マイナンバーカードの健康保険証利用対応の医療機関・薬局についてのお知らせ（https://www.mhlw.go.jp/stf/index_16743.html）」を参照願います。

マイナンバーカードの共済組合員証（健康保険証）利用によって、医療機関や薬局などの窓口において、マイナンバーカードを顔認証付きのカードリーダーにかざすなどして本人確認及び資格確認が行われることにより、受付時の資格確認が短時間で済み、また、限度額適用認定証がなくても高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されるなどのメリットがあります。

なお、利用においては、同カードのICチップ内の「電子証明書」を使用するため、医療機関や薬局などの窓口でマイナンバー（12桁の数字）を取り扱うことはありません。また、ご自身の診療情報がマイナンバーと紐づくことはありません。

マイナンバーカードを共済組合員証（健康保険証）として利用するためには、事前に申込手続（登録）を行っていただく必要があります。

詳しくは、添付パンフレットまたは「マイナンバーカードの保険証利用について（https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08277.html）」等をご覧ください。